

1. 議事日程  
(総務文教常任委員会)

令和6年10月 21日  
午前10時00分 開会  
於 安芸高田市議場

- 1、開会  
2、議題  
(1) 所管事務調査(企画部関係)  
①入札業務の執行について  
(2) その他  
3、閉会

2. 出席委員は次のとおりである。(8名)

委員長	芦田 宏治	副委員長	山本 数博
委員	水戸 真悟	委員	南澤 克彦
委員	田邊 介三	委員	先川 和幸
委員	秋田 雅朝	委員	大下 正幸

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員(なし)

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名(6名)

市長	藤本 悅志	副市長	杉安 明彦
企画部長	高下 正晴	政策企画課長	黒田 貢一
財政課入札・検査担当課長	竹添 正弘	政策企画課地方創生推進係長	藤堂 洋介

6. 職務のため出席した事務局の職氏名(3名)

事務局長	高藤 誠	事務局次長	藤井 伸樹
主任主事	山口 渉		

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

○芦田委員長

ただいまの出席委員は8名でございます。

定足数に達しておりますので、これより第22回総務文教常任委員会を開会いたします。

本日は、1件の所管事務調査を行います。

議事に先立ち、藤本市長から挨拶を受けます。

藤本市長。

○藤本市長

皆さんおはようございます。  
本日は所管事務調査として入札業務の執行について御説明をいたします。

詳細については、担当職員が資料により御説明をしますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。

これより、所管事務調査を行います。

入札業務の執行についてを議題といたします。

本件については、南澤委員に利害関係のある事件であると認められますので、安芸高田市議会委員会条例第18条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

暫時休憩いたします。

〔南澤委員退場〕

~~~~~○~~~~~

午前 10時01分 休憩

午前 10時01分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

執行部より説明を求めます。

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長

入札業務の執行について説明をします。

本日配付した資料は、総括表と指定のあった①、④、⑤、⑨、⑭、⑮の事業について、参考見積取得関係書類、設計仕様書、随意契約理由書、予定価格調書、見積り取得関係書類、契約書、実績報告書の順で整理したものとなります。

それでは、総括資料の1ページをお開きください。

今回の調査対象となっている6事業の執行方法についてまとめた資料です。

提起事項の1つ目、参考見積り、設計書、予定価格、契約額が同額、同一業者1者で行われている理由について説明いたします。

①空き家を活用した定住PR業務です。

この事業は、魅力的な空き家の活用事例を紹介することが、移住者の推進に寄与すると考え、パンフレット制作及びイベントの企画実施を行

ったものです。

随意契約の理由は、事業者の代表が広島県交流定住促進協議会に地域別コーディネーターとして任命され、その役割から得られる知見を生かし、有効な情報収集・発信ができることが見込まれたためです。

④、⑨、⑭地域おこし協力隊活動サポート業務です。

この事業は、委託型の地域おこし協力隊を運用するに当たり、協力隊への活動費の支払いなどの事務に加え、任期中の活動を支援するものです。

随意契約の理由は、協力隊として活動経験のある者が所属する事業者が業務を受託することで、協力隊のミッション遂行もスムーズにできると判断したためです。

⑤地域おこし協力隊募集支援業務です。

この事業は地域おこし協力隊のミッションの企画作成、広報、採用決定から勤務開始までの間のフォローを行うものです。

随意契約の理由は、地域おこし協力隊の経験者や移住者が運営する事業者であれば、事業者目線で魅力的なミッションを企画することができ、併せて採用した隊員に十分なフォローを行うことができると判断したためです。

⑯スマートフォン教室開催支援事業です。

この事業は高齢者を対象としたスマートフォン教室を行うものです。

随意契約の理由としては、これまで同様の事業実績があり、地元に密着した活動を続けている事業者であるため、地域と調整を行いながら事業実施ができることが見込まれたためです。

次に、見積書を徴しない場合でも、設計書、予定価格、契約額が同額で、1者による見積りで契約をしているとの提起事項ですが、これに該当するものが3事業となります。

⑤協力隊募集業務、⑭協力隊サポート業務については、同一業務のため、過去の実績に基づき、設計書の作成を行い契約締結に至りました。

⑯スマートフォン教室開催支援業務は、ファクスで受領した参考見積書について紛失してしまいましたが、提出いただいた見積書の業者単価を参考に設計書の作成を行い契約締結に至りました。

以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

先川委員。

この件は、議長のほうに調査要望書が出てるということから始まるわけですが、裏面に業務契約一覧表が記されておりますが、まず、この表は執行部としてこれは事実かどうかということをお尋ねします。

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

黒田政策企画課長。

先ほど申されました業務契約事務チェック表につきましては、間違ひはございません。

- 芦田委員長 以上です。
- 先川委員 答弁を終わります。
- 先川委員 先川委員。
- 先川委員 私がお尋ねしとるのは裏面の一覧表の全てです。3,082万7,500円ですか、このトータル。この表が事実かどうかということをお尋ねしてるのであります。
- 芦田委員長 答弁を求めます。
- 黒田政策企画課長 黒田政策企画課長。
- 芦田委員長 こちらのチェック表につきましては、開示請求を求められて提出した表となっておりますので、間違いはございません。
- 芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 山本委員 山本委員。
- 山本委員 今、随意契約の理由を言われたんですが、④か、これ以外だと思いますけど、地域おこし協力隊サポート業務だったですか。地域振興事業団と今、アキタカターンズですか、2者に入札のときの見積り依頼をされてるんですけど、その後、そのときに始めるときだと思いますけど、今の地域振興事業団は参加を断られてますよね。断られたことに関して1者になったんですけど、地域振興事業団が断られた経緯というものは把握されるとるんですか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。
- 高下企画部長 高下企画部長。
- 高下企画部長 当時、この業務を受けていただくのに地域おこし協力隊のOBの方がおられる団体であったほうがよいということで、その該当する団体というのがアキタカターンズと地域振興事業団が対象になりました。
- 芦田委員長 地域振興事業団についてはお一人OBの方がおられて、今度こういうサポート業務をやっていくというふうなことを考えてるんだが事業団のほうで受けることができそうか、見積りも出していただきたいんだけどもというふうなことをお願いをしたところ、いや、うちちはちょっとこれは受けれそうにないし、参加いうことも難しいと思うから見積りを出すというのもこれは辞退をしたいというふうなお話がありました。
- 山本委員 山本委員。
- 山本委員 それで、一般的に随意契約の場合、書類を見ましたら3者以上いうて書いてあるんです、随意契約のところへ。今のように最初は2者でいくこと、今言った2者を出されて1者が断りを入れてきたと。で、そのまま1者でいくことを決定されたんですけど、今の随意契約をやる場合はなるべく2者以上いうのはあるんですね。何で1者でいくことにされたのか、他を当たるという考えはなかったのか、その辺は内部でどのように議論されたのか教えていただきたいと思います。
- 芦田委員長 答弁を求めます。
- 高下企画部長 高下企画部長。
- 高下企画部長 先ほども少しお話をしました地域おこし協力隊のサポート業務は、委

託型という新しい形で地域おこし協力隊を募集をしようという考えでありました。その業務自体が地域と、それから市のニーズと、それから本人がやりたいこととうまくマッチングをさせていくというふうなことが必要な業務というふうに捉えております。

というのが、これまでの地域おこし協力隊自体も市の雇用であった場合には、地域へ向けてどういう人と合わせればその人がやりたいことが実現できるかということであったり、市の市としてのミッション、市としてお金を出すに値することかどうかというふうなことを図っていくためにも、市の業務というのがある程度分かっていただかんといけんというところがあります。

委託型にしたいというふうに考えた理由としては、市役所に所属する形でやっていた場合に、地域のほうに出ていってというところを細かくフォローすることが通常の業務をしていく中で非常に難しかったんです。

これは平成27年が一番最初の募集の隊員のところで、3年間やっていく中で得た経験でありましたので、本来、地域でその人がやりたいこと、それから地域が望むこと、市がやっていきたいことを結びつけるというのは委託型というのがあってるんじゃないかというふうな考えに至ったというところです。

これをやっていくに当たっては、地域おこし協力隊のO B、安芸高田市がどういうふうな形で地域おこし協力隊を活用していくかということをよく知っておられる方がおられる事業者であるほうがいいというのがまず条件として上がりきました。

それはその3つの分野をうまく合わせられるというふうなそういうことです。そういう形であって、さらに地域の中にいらっしゃる方じゃないとそういうきめ細かいフォローが難しいというふうに考えました。ですので、市内事業者に限ってというふうなことにしました。その要件を満たすのが、先ほど申し上げた地域振興事業団とアキタカターンズであって、地域振興事業団のほうは受けるのが難しいというふうになったので、それで1者というふうになったということです。

以上です。

山本委員。

そのスタンスでいかれることになりますて、まず、2番目に書いてあるような事業がそういう②ですね。それからそういう方向でスタートしたんじやろう思いますけど、金額にして1者の随意契約で問題はないんかいことは、内部じゃあ議論がなかったんでしょうか。もう1回ならともかく、令和2年頃に始まって令和5年ですか。ずっと1者でこられるとんですけど、金額も400万超えたもの、800万超えたものというような状態が4年間にわたって実施されてきとる、しかも1者。財務規則や地方自治法に照らして、こういう方向で進めてもええんかいことは年を重ねるごとの議論はなかったんでしょうか。

○芦田委員長

答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長

この地域おこし協力隊の活動サポート業務については、委託は1人当たりの部分でいくと440万というふうになってますが、資料をちょっと見ていただきたいんですけど、④の委託型の地域おこし協力隊の活動サポート業務、1枚めくっていただいたところに、それより2枚めくっていただいたところで、実施設計書のところに内訳があると思います。

この中で264万円、④の2枚めくっていただいたところで実施設計書の内訳書、内訳表というふうな表がちょっとあると思います。これの中で、一番上の264万円というのが、地域おこし協力隊の給与に当たる部分です。それと、あとその下の協力隊活動費というのは活動を支援するお金になって、これは例えば外部の研修を受けに行ったりとか、何か活動に必要な資格を取りに行ったりとか、これらは地域おこし協力隊を雇用するに当たって、国のはうから特別交付税で措置される部分というふうなことになっております。

この2つについては、会計年度任用職員として地域おこし協力隊を雇用する場合も同じように予算化しているもので、これが委託料の中に含まれているという形になります。

実際、その下の指導管理費の76万円というのが、これがこの業務を受託する事業者がこの協力隊が地域に馴染んでいたりするのにリードしていったり、それから悩み事がないかというふうなことを聞いていったり、あとは市と協力隊と関係する方の会議を月に1回やってるんですが、そこへ出席をしてフォローをしていったりと、そういういた様なものをこの指導管理費のところに含んでいるというふうな形になっております。

ですので、実際にこの事業者が手にするものというのは指導管理費だけということになりますので、それほど大きな金額、山本委員が心配されているような多額の金額というわけではないということを御承知おきいただきたいなと思います。

○芦田委員長

答弁を終わります。

山本委員。

○山 本 委 員

今、言われたこの中身で、大したことではないということにはならん思うんですよ。事業費総額でもって、④で言うと440万円の事業費いうことになりますよね。業者の取り分が76万円じやけえ、これは大したことないという判断には至らん思うんです。これだけの440万円の事業を発注するのに、かつ、協力隊員へ264万円、受けた業者的人は支払わにやいけんという、そういう責務を負うた業務ということになるんじゃないですか。

協力隊の活動費が60万円、研修行かれたら60万円を請負った業者が支払わにやいけんと。このような考えになってくれば、たかが76万円じやけえ、ええじやないかいう話にならん思う。この全体の事業費440万円をどの事業者に頼むか、市のはうは考えていかにやいけんスタンスがなかつたんじやないですか。相対的な事業費としての考えがなかつた

ということか、いうようにしか取れんのですが、業者の取り分でもって判断したいことによろしいんですか。

○芦田委員長

答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長

今の質疑のやり取りを聞かせていただいて、ちょっと元に戻って部長が説明した部分から少し入りたいと思うんですが、本来、業務委託というのは、ほかの業務委託もそうですが、市がやらなくてはならないことを外部に発注するということが大きな目的というか、それで目的は達成するというのがこの業務委託です。

ですから、もともと5の事業を始めたときには、直営でやってましたんで、そこの直営の中でかかっている費用もあったわけです。それは、それに関わる職員の人工費であるとか事務費もあるでしょうし、そこらを外部に出す場合は、そういったところも経費としてみないとその事業が完成しないので、この大きい少ないという議論にはなりませんけれども、この目的を達成するために必要な費用の中の一部にこれは該当するんで、もともと直営でやってれば人工費とか事務費とかその辺はかかってたものを預けるわけです。

それを積算した結果はこの金額になってるんで、全体の中でこれだけは占めるというのは、その積算はもっとかかっていた費用部分を考えて、その中に含ませるというのが考え方としてあったということで御理解いただければと思うんですが、もちろん業務委託の中でちゃんとした歩掛とか単価とか出ているのもあります。

山本委員も御存じの部分もありますけれども、それがあればちゃんとした根拠を持って積算できるんですけれども、こういう特殊な業務委託というのはそういうのがありませんから、やはり経験値とかやってきたことの実績を踏まえて、ある意味、市の仕事を市がやるべき仕事を任すということになると実績、経験値を踏まえた信頼関係の中でやっていくというのがまず業務委託の特徴ですので、それを考えたときにはこの積算が当初、1者しかなかったとしてもそこをやはり採用するというのは自然の流れであったんだろうと思いますし、その額は、もともとかかっていた費用も含まれているというふうに、直営であった分が含まれているという考え方を持ってこれをつくったところです。

以上です。

○芦田委員長

答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員

今、副市長せっかく説明してくれたたですが、今、私が質問したのは、金額が高額、440万とか、880万とか、200万円近いとか、そういう高額な額が1者で進められたことが疑問に思うということを言うたんです。

そしたら、もう委託契約の中身が出るものは決まつるんじやんと、④で言うたら協力隊員へ渡すようにはもう決まつるんだと、この委託

料の中で活動費も受けた業者が協力隊員に出さにやいけんのが決まつとるんじやと、手元に残るのは指導管理費だけですという説明があった。その額から言うたら、もうそう金額も大きいことはないんじやと、だから1者でええんじやいうふうな説明のように聞こえたんです。

そうじゃないでしょうと、協力隊員へ出す人件費、協力隊員へ出す活動費含めたもので440万円いう総額になるんで、その総額の事業費に対して1者でいいのか、2者でいいのか、起案用紙を見たら3者以上いうて書いてあるんです。内部規約で3者以上でいこうやというふうに決められとったんじやろう思うんですけど、その辺の内部での随意契約の整合性、そこらは議論されたんじゃないんかということを聞いたんです。

その答えが、取り分が指導管理費の76万円じやけえ、事業費にしても少ないんじやと、だから1者でいいんですという回答に聞こえたんで、本当にそれでいいんですかということを問い合わせる。この4年間続いたことですよ。

○芦田委員長

答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長

先ほど私が内訳を示しましたのは、もしかしてこの中に人件費相当分、本来、会計年度任用職員であれば人件費で組んだりする部分を含んでいるというのを勘違いされてたかなと思ったので申し上げたんですけども、そうではないということでありましたら、もちろんこの金額が少ないからこの随意契約でよからうというふうに判断したわけではありません。少額であれば随意契約もよしというふうな規定もありますが、それを取ったわけではないです。

なぜ1者だけになったかというのは、先ほども最初に申し上げたとおりで、ほかにできるところがあれば複数の見積りを取って複数の方に参加していただくことが最もよいというふうに考えているんですが、規則の中には3者以上が望ましいと書いてあるんですけども、やむを得ない場合はそうじやなくてもよいというふうなことに財務規則のほうにはなっておりまます。今回の場合はそのやむを得ないというふうなところで、ほかにないのであればということで1者のみでやらせていただいております。

以上です。

○芦田委員長

答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員

どうも今の説明じやあ承服できんとこなんですが、事業費の総額ですよね。随意契約ができるのは50万以下だったですかね、60万だったか、ありますよね、書いてあります、は随意契約でどうぞ、それ以外はもう随意契約には、ほぼほぼ認められへんような財務規則の書き方だったと思うんですけど、なるべく2者以上いうことんなって、なるべく2者以上にする努力いうのは執行部がやるべきじやろう思うんですね。

特に地域おこし協力隊の関係の業務は、安芸高田市だけがやっとるん

じゃない思うんですけど、今、言われましたような委託型、これも安芸高田市だけじゃないと思うんですね。そしたら、地域おこし協力隊については、県下のどこの町もほとんどやつるんじやないかと思うんです。ただ、委託型がどうかいう問題がありますよ。そういうやる業者を探すことは私は必要だと思うんですよ。1者でずっと4年間もやるような、どうも考えられん、金額も大きい。そういう意味じや、そういう1者での疑問とそれを払拭するような執行部の業務の努力をされたのか。その辺をちょっとお聞かせください。

○芦田委員長

答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長

最初の数年間というところにおきましては、やはり市内で地域おこし協力隊のOBがおられるところというのが必須で、そういうのが担保されないと難しいだろうということで同じ形で募集をしておりましたが、2024年度の事業分からは事後審査型の一般競争入札という形に見直しております。

これはこういう仕様に基づいて、できるところはいませんかというふうにホームページのほうでオープンにさせていただいて、これは入札の届をしてくるかどうかというのは希望を出された段階でその要件を満たしているかどうかというふうなことをチェックをして、オーケーなら参加を認めるというふうな形であります。

今、業者の登録をしていただいているところの中では、やっぱりここというのを見つけることは難しい状態がありましたので、そのような形を2024年度から取りました。実際、応募があったところについては、アキタカターンズ1者のみの応募でありましたので、2024年度につきましてもアキタカターンズと契約をして進めることにしております。

ですので、何でも事後審査型の一般競争入札ができるというふうには考えておりません。最初の取つかかりの部分というのは、ここならできそうだというふうなことを少しやり取りをしながら、できるかどうかというのを確認をしていくという作業がどうしても必要になってくると思います。

地域おこし協力隊の業務については、こちらも少し慣れてきたところもありますし、こういうやり方をやっても大丈夫だろうというふうに判断をしましたので、2024年度からは少し見直しを始めたというふうな状況です。

以上です。

○芦田委員長

答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員

令和5年までは、もう1者のスタンスで2年から始めた考え方ですね。もう、しようがないじゃろうというか、もう1者しかおらんのじやけえ、これでいこうというんで内部では議論がなかったということでこられたように受け止めてもいいですか。

- 芦田委員長 答弁を求めます。  
高下企画部長。  
そのとおりです。  
○芦田委員長 山本委員。  
○山本委員 地域おこし協力隊の事業は、国が始めた事業じゃろうというふうに理解しとるんですけど、この地域おこし協力隊を進める上で、国が示した要綱がありますね。その要綱に沿って、全国どこの自治体もこの事業を行つとるんじゃろうというふうに思うんです。費用もそれに基づいてやれば全額特別交付税の対象になると、こういうことでこの事業が進められるとるんじゃろうと思いますが、それで間違いないですか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
高下企画部長。  
間違いありません。  
○芦田委員長 山本委員。  
○山本委員 それでは、地域おこし協力隊の事業について委託型ですか、委託型ともう1個何かありますよね。直接市がやる業務がありますけど、2種類の業務をやってないということに示されるとと思うんですけど、その中で諸条件がいっぱいありますけど、地域おこし協力隊の受入れに関する手引第4版と令和2年8月に総務省地域力創造グループ地域自立応援課が出した手引案ですね。地域おこし協力隊の委託型をやる場合ですか。ああいう手引があるんですけど、その手引の中に地方自治体が関係団体と委託契約等を締結した上で、当該団体の職員等を地域おこし協力隊員に委嘱する場合には、地方自治体と隊員との間に直接的には指揮監督権がないこと、隊員の活動内容や当該団体の公益性を踏まえ、当該団体と委託契約を締結することは地域おこし協力隊の趣旨・制度に合致していることなどを対外的に説明できるかなどについて留意する必要があると、こういうふうに書いてあるんですよ。そうしたときに、アキタカターンズは公益性を踏まえとるんかというところなんんですけど、それはどうなんでしょうか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
高下企画部長。  
○高下企画部長 今、言われた手引については私たちもよく見ておりまして、ここに書いてある公益性というのは、要は協力隊がやる業務というのが市としてのお金を出す業務として値するかどうかという、そういう意味での広域性というふうなことであります。
- そういう公益性がちゃんと彼らの活動が、その公益性があるものかどうかということを対外的に説明できるというふうなそういう意味と捉えておりますので、これは間違いなく公益性があるというふうに判断をしています。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
山本委員。

- 山 本 委 員 公益性とはそういう意味でよろしいんですか。今の社会通念上、いま  
言う地域振興事業団とかいう団体は公益性を持って業務をやっていますよ  
ね。私、そういう団体のことを言うとるんじゃないんかと思うんですけど、  
市民が何人かで会社をつくって、こういうことができるんですよい  
うて言ってきたら、もう公益性があるというふうに判断してもいいんで  
すか。
- 芦 田 委 員 長 答弁を求めます。
- 高 下 企 画 部 長 高下企画部長。
- 他市の事例にもなりますけども、例えば株式会社でありますとか、そ  
ういう営利を追求するような会社が、それが地域に対してよいことをし  
ていくという地域貢献の視点でというので地域おこし協力隊を入れてい  
る事例もありますので、その団体が公益性がある団体かどうかというふ  
うなことではなくて、その取組が公益性があるかどうかというふうな、  
そういう理解でよろしいと思って実施しております。
- 芦 田 委 員 長 答弁を終わります。
- 山 本 委 員 山本委員。
- 次に、委託型でやる場合、当該団体の職員等を地域おこし協力隊員に  
委嘱する場合というのがあるんですよ。地域おこし協力隊員がアキタカタ  
ーンズの職員でなけりやあいけんという、こういうような表現だらう思  
うんですが、ここは。これは何人か採用されてますよね。アキタカタ  
ーンズが採用いうか、されどるんですけど、その隊員になられた方はアキ  
タカターンズの職員じゃないと思うんですけど、これは手引からいうた  
ら外れとるよう思うんですけど、そこはどういうふうに市のほうは解  
釈されたんでしょうか。
- 芦 田 委 員 長 答弁を求めます。
- 高 下 企 画 部 長 高下企画部長。
- 御指摘のとおり、アキタカターンズと協力隊員の関係は業務委託契約  
というふうな形になっています。市として、このミッションをアキタカ  
ターンズに協力隊員を使ってやってほしいというふうな、そういう形で  
出したものをアキタカターンズが協力隊員と業務委託契約をしています。  
この方式についても、先ほどおっしゃったのは一つの例としてとい  
ふうなことであるようありますて、このやり方については一応確認を  
取っておりますので、国の方に問題はないというふうに聞いておりま  
す。
- 芦 田 委 員 長 答弁を終わります。
- 山 本 委 員 山本委員。
- 今、ちょっと手引で質問したんですけど、安芸高田市に地域おこし協  
力隊員設置要綱というのが平成27年1月9日にできたのがありますよね。  
これが改正されおれば別の話ですけど、第5条に任用型、ミッション  
型とか書いてありますけど、第4条任用形態、第1項の第2号で委託型に  
ついて説明があるんですけど、市が実施する協力隊委託業務の受託業者

と雇用契約を締結し、市と連携して前条に規定する目的を達成するための活動を行うもの、いうて書いてあるんです。協力隊員とは、受託業者と雇用契約を締結し、いうてうちの要綱に書いてある。今、部長が言わされたのは、雇用契約はなくても受けた業務を協力隊員と事業者が契約したりやええんじやという説明がありましたですね。それと、この4条第1項、任用の話とは違うんですけど、そこはどこでオーケーいうのが出とるんでしょうか。

○芦田委員長

答弁を求めます。

高下企画部長

○高下企画部長

この件については、この2月のときに山本委員から一般質問などがあったときに、要綱の間違いに気づきました。ですので、ここは今はちょっと手続がきちんとそこまで整っているかどうか分かりませんけども、しているはずなんですが、そこは要綱が間違っていますので修正をしました。違っているんですが、国としてそういうやり方というのは、オーケーということを確認を取っておりますので、実務上は問題ないと考えております。要綱のほうは、もし直ってないようでしたらすぐに直します。

○芦田委員長

答弁を終わります。

山本委員

○山本委員

国の示した要綱、手引について質問させてもらいました。今の答弁を聞かせてもらったら、アキタカターンズがうちの業務を受けられるように考え方を持っていかれてるよう聞こえるんです。

ここで、今、言いました委託型は、受けた業者が雇用している人について委託をせえと、協力隊員をお願いせえと、いうふうに書いてありますよね。それで要綱にもそのことが書いてありますよね。ですが、安芸高田市は委託業者がさらに協力隊員として委託したものもオーケーじやというのを安芸高田市が言いよるんであって、要綱にはそれは書いてないと。

安芸高田市の設置要綱がそうなったと、今の雇用したものでなければ協力隊員へは雇いませんよというのがここに、要綱に書いてあったんでこれは直しましたと今言われましたよね、安芸高田市の要綱を。直したということはアキタカターンズがうちの業務を受けられるように受皿をつくったということに理解したいんですけど、それはまた別な考えがあって要綱を変えられたんですか。

○芦田委員長

答弁を求めます。

高下企画部長

○高下企画部長

アキタカターンズから協力隊員のほうに業務委託契約の形にしているというのは理由があります。

例えば、安芸高田市内の事業をやっておられる方、農業をやっておられる法人とかいうところがありましたら、人手が本当に足りなくて困っておられるというふうな実態があります。また、農業をやるということ

はそこの地域に定住していくというふうな可能性が高い業態であると思いませんで、そこに地域おこし協力隊を入れるというのはぜひやっていきたい分野だというふうにも思っています。

ただ、そうしたときに、農業事業者に直接地域おこし協力隊を雇用してもらってというふうな形、これも委託型の一つの形です。アキタカターンズを介さない直接雇用の形になりますけども、そういうやり方をやってやるのはちょっとよくないかなというふうに思ってます。というのは、地域おこし協力隊として来られる方というのは、農業の例えはその作業、草刈りをずっとやりたいというふうに思って来てるわけじゃないんです。

農業の法人のところに行って、その方がしっかりと、彼らが3年たった後も地域で自立していけるようにというふうな考えを持った事業者の皆さんばかりだったらしいんですけども、仮に、人夫としてしか見ないというふうな形のことがあったときに、ずっと3年間の間、草刈りとか溝上げとかすることで終わってしまったということでは、本人のやりたいことというふうなことにつながりません。また、それが市としての農業の分野でやっていきたいこと、興していきたいことというふうなことでもないかなというふうに思います。

そういう地域のニーズとそれから本人がやりたいことと、市としてミッションとして与えたいことというふうなことのうまくバランスを取る形でやっていくとすると、そのことを請け負える事業者、最近は中間支援組織というふうな形がよく耳にすることが多いですけど、いわゆるそういうふうな立ち位置の団体だというふうに思ってます。

地域を農業であったり、それから、例えば商工業の起業を支援していくとかそういうふうなことも、もしかするとよそに出ていろいろやっていくほうがいいミッションかと思います。そういう、よそに出ていくときによりよい形というのを中間支援組織的な立ち位置の方から発注する形にしていって、市、それから地域、それから協力隊本人の三方よしの形をつくっていきたいので、今のような形にしています。

以上です。

答弁を終わります。

山本委員。

○芦田委員長

受託事業者ですね、受託事業者の中にそういう人を雇用して、受託事業者の中にそういった希望を持ってる人を雇用して、うちにこういう希望を持ってその事業をしよる人がおるんじゃと。これを協力隊員でやっていきたいからというんで、市から委託を受けて、その人を自分の会社に取り込んで、あなた協力隊員でうちが受けたけん、あなた協力隊員で市と直接契約を結んでくれと。事業は、あなたが今言われたように、地域で農業しよう思ってきた人ですね。それにアキタカターンズの会社に入れて、入ってもらって、それを推薦して地域おこし協力隊員にしたって何ら問題ないような気がしますけど、市にとってはやっぱり不都合が

あるんですか。今の説明を聞きよると不都合があるよう聞こえるんですけど、何ら不都合はないと思いますけど、よっぽど会社の職員にしといてですよ、雇って協力隊の任務は市から直接その雇用を受けた人が受け、それを今度は会社の中でO B、O Gがどうにか活動支援していくと、こういうことのほうがよっぽど充実してよろしいんじゃないかなと思うんですけど、もうどうにかまた受けみたいな形でやられるほうがええんじやいうふうに今、説明がありましたけど。

○芦田委員長

答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長

そういう事業者がしっかりとと考えを持っておられるところであるというふうなことがよく分かるところであれば、直接雇用してもらうということも大丈夫かなというふうに思います。

ただ、まずは3年、地域おこし協力隊として応募してこられる方というのは、とにかく自分の知らない場所に行って、そこで何らか関係性をいろいろつくっていって、自分の力で何か関わりを持っていって、その地域の課題を解決したいというふうなそういう形で思っておられます。

それはこれまで地域おこし協力隊の方とずっとやり取りをしていく中で感じることですけども、3年の間に入り口はこういう方向でやりたいと思っていたけれど、結局いろんな人と会って話をしたりとか関わりが出ていく中で、出口というのは随分違う方向に出て、でも結果そっちのほうがよかったですということがあります。そういう柔軟な動きというのを1つの事業者に入ったときに、方向が大きく変換していくときに、その事業者では受けきれないというふうなケースが随分あるんじゃないかなというふうに思います。

ですので、例えば1年間は中間支援組織的なところに入っていって、方向がもう、ぱちっとそろっているというふうになれば、直接というふうな形に見直すこともよいかもしれませんし、それはやはりケース・バイ・ケースだと思います。

一般的にはこれまで関わらせていただいた地域おこし協力隊の皆さんというふうなところでいくと、3年の中で1本まっすぐ歩いていった方というのはかなり少ないかなというふうに感じていますので、今の中間支援組織の形というのはそれなりに有効だというふうに考えています。

○芦田委員長

答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員

高下部長が言われる部分も一つの考え方じゃろう思いますけど、国の要綱に沿って、うちの要綱がそういうふうに受託業者の職員じゃなければあいけんというのが書いてあるものを、今の市の考えを高下部長が言われたんですが、業者の中で取り組んでやらないほうがいいというところで、国が示した例ですね、国が示した要綱を外れて市がやってったというところに私は疑問を感じるんです。

結果的にはこの要綱を拡大解釈して、今、アキタカターンズが受けて

きた委託をできるようにしたというふうにしか、ちょっとと思えんのです。

今、言ったように、ある一方で協力隊員がやりたいことを、今、アキタカターンズの中に職員として入ってやられたら、自分が思うようにならんようなことが起きると方向が違うことが出たときという問題があるんだと、自由に取組を3年間やられて、それを今度はアキタカターンズが中間機構として指導・助言こうやるほうがええんじやと、いうふうに今説明されたように聞こえるんですけど、アキタカターンズが受けてもらうのには、それでもええじやろうと。

国の助成が特別交付税の対象になるように、市も今のような現実のような形にしてええかどうかということを総務省に問い合わせて、そりやええんじやないですか言うてもうたんで、安芸高田市バージョンをつくられたような気がするんですけど、他市にも多少あるかも分かりませんけど、安芸高田市バージョンの協力隊員の委託型いうんでやられとるんじゃないんですか。よその町もいっぱいあるんですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

○高下企画部長 高下企画部長。

わざわざ中間支援組織がオーケーになるようにということで、そのためにそうしたわけではありません。このような形、中間支援組織的なところに雇ってもらったほうがよりよいのじやないかということで、そういうふうにしてもいいかというふうに国に確認を取ってオーケーが取れたということです。

この中間支援組織的なところが関わるほうがよいというふうに考えた理由はさっき申し上げたとおりですので、より市のために、また本人のために、地域のために、何がいいかということを考えた結果というふうに捉えていただければと思います。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

○山本委員 山本委員。

さっき私が質問したのは、この制度は考えておられたんですけど、安芸高田市バージョンじやないですかということを問い合わせる。よその町がやってないかも分かりませんけど、うちの町はそういうふうなシステムにして、総務省にこのシステムでも特別交付税の対象になるかどうかまで確認をして、それでもいいですよ言うてもらって、安芸高田市用をつくったんじやということじやないかということを問い合わせるんですけど、今の答弁じやあ、ちょっとしつくりこんのですが、はっきり分からんのですけど。

○芦田委員長 答弁を求めます。

○高下企画部長 高下企画部長。

実施するに当たって、ほかの団体でやっているかどうかという例は確認はしていません。

ただ、中間支援組織という形が一般的になる中では、こういうやり方

というのは、もしかしたらほかも、もう既にやっておられるのかもしれないですが、そこは確認をしていません。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員 再度確認するんですが、これは安芸高田市だけの考え方ですか。今のはよそはどうか知りませんけど、うちはそうですというて言われるんで、安芸高田市の発注形態を安芸高田市が考えたもんじゃないんかということを問い合わせるんですけど、よそを調べておらんのじゃけえ、そうとしか思えんのですけど。

以上です。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 先ほどから同じ答弁になります。ほかにあるかどうかは確認をしていません。このやり方についてよろしいかということについては、国に確認を取っています。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員 今の言い方は解釈すりやあ、うちしかないでいうんによろしいですか。うちしかないんじゃなくて、このやり方はうち用ですと、それでいいですか。今の答弁はそうとしか受け取れんのですが、再度。

○芦田委員長 答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長 部長の答弁の繰り返しになるんですけども、ただ、うち用という言葉をまたこれがどう解釈されるかというのは非常に気を遣うところです。それは山本委員、またこの委員会の中でやり取りを聞かれた方には分かるでしょうけれども、これがまた市民の方にどのように受け止められるかというのは非常に気になりますけれども、やはり今、答えておるようになつておる限りとかなんとかよりも、このやり方で確認をしてオーケーをもらつるので、それで、事務事業を間違いなくやってきたというのは事実でありますから、それをそのままお認めいただければよろしいのかなというふうに思いますので、言葉をいろいろ使っていくとまた、間違った形でとらわれたりするのは非常に残念ですので、そこは御理解をいただきたいと思います。

先ほどちょっと私が答弁した中で、これ質疑の答弁した中で申し上げた部分は、やはりこの業務というのは都市部から地方へ移住・定住、就業・起業という目的の中で事業が進んできて、それらが全国で行われている中の一つです。

ですから、移住・定住、就業・起業をしっかりと支援していくというのは今までにこの業務として形のあるものではなかつたものを全国で取り組んで、その制度を構築していく中で要綱もつくったり、いろいろ考え

方も変えたり、直営から委託へというふうになったのもそういうところがあると思います。そのほうがより機動的なんで、来られる方のためになるような仕組み・取組ができるんじやないかということでこうなったわけで、その中で業務としては、事務事業の中で間違いのない形でやるために必ず上に照会してこれをやっとるというのは今、部長が言ったとおりなんで、その事が全てかなというふうに思いますので、ここ用にわざわざうちが何かをえてつくったというような形では決してないというふうに御理解をいただきたいと思います。

○芦田委員長

答弁を終わります。

1時間経過しましたので、ここで11時10分まで休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長

休憩を閉じて会議を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

先川委員。

○先川委員

先ほど業務契約事務のチェック表は間違いないかとお尋ねしましたが、このとおりだということですね。それで表を見る限りは、設計金額と契約金額は全て同一であると、そしてそのトータルが令和2年から令和5年までの間に3,000万、トータルが3,000万くらいになっていると、こういうところなんですが、アキタカターンズという会社はどういうような会社なのかお伺いします。

○芦田委員長

答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長

どういうようなというのはちょっと一言で言うのは難しいのかもしれません、基本的には関係人口を増やしていくための取組について強みのある事業者だというふうに捉えています。

先川委員。

○先川委員

そういうことを聞きたいんじやなしに、合同会社ですから従業員構成ですよね、何人ぐらいおられて、そして先ほど高下部長がおっしゃった中で、この随意契約者として適当であるかどうかということが最初適当であるからやられるとと思うんだけど、通常、チェックの中には税金は滞納してないとか、そういうことがチェックの対象になりますよね。会社のほうも、これだけのお金を設計金額と契約金額は同一ですから相当信頼できる会社だとは思うんですが、一般の人はアキタカターンズという会社は、何人ぐらいの社員で構成しておられるかというのは分からんわけですよ。我々も分からんし、そこを聞いたんです。

○芦田委員長

答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長

現在、どういうふうになっているかというところはちょっとはつきり

把握はしてませんが、依頼をする最初のところの段階では、合同会社ですので、代表社員とあとは社員として名前があるのが、たしか3人だったと思います。3人で実際に仕事をするに当たっては、その会社と個人とか、あるいはほかの事業者と一緒に委託契約を結びながらやっている会社だというふうに承知しています。

○芦田委員長

先川委員。

○先川委員

提出していただいた書類を見せていただいておるわけですが、主に協力隊員の活動費を支払われてると。活動支援とか指導の詳細は別紙のとおりということで、ここに具体的に書いてあるわけですが、そもそもの人事費の誰にどういうふうに払ったとかいう領収書はないわけですね。だからそれは相当信頼されるとの会社であるならそうなるんかも分かりませんが、そうは言っても公共事業といいますか、税で行っている事業ですからね。ですから、私が聞きたいのは、先ほど言うように、これだけの3年間ぐらいのうちに設計金額と契約金額が同一であるというのは本当に信頼し得る会社だということだと思うんです。ただ、どんな構成員かということは、代表者と今は従業員が3人程度ではないかとおっしゃるんですが、当然そこには経費もかかるし、このアキタカターンズそのものが納税しているのかどうかということも分からんわけですよ。

ですから、もうずっと前例に倣って、前年度に倣って、前年度に倣ってというふうにずっと来て、最初は石丸市長の決裁があるけれど、後ろのほうになると課長決裁になると。どうもその辺が、そういう意味でアキタカターンズという会社はどんな会社かいうのをお聞きしての再度お聞きします。

○芦田委員長

答弁を求めます。

竹添課長。

○竹添財政課入札・検査担当課長

指名願いの受付をさせていただく際に、納税証明を添付させてもらっています。滞納がないことを確認させていただきまして、登録のほうさせてもらっております。

以上です。

分かりました。

ほかに質疑はありませんか。

大下委員。

○先川委員

○芦田委員長

○大下委員

先ほど質問で出ましたけど、業務契約事務チェック表をもらっておりますけど、執行部のほうで見られて、この数字を見て何とも思われんですか。これがまともだというふうに捉えていいんですか。そこをお尋ねします。

○芦田委員長

答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長

1者しかやれるところがないという前提であれば、全て同一の金額というところはあり得ることですし、やむを得ないというふうに考えています。

- 芦田委員長 大下委員。
- 大下委員 ということは、ほかの入札の状況の中で、他に応札がなく1者ならそのとおりになるということで受け取っていいんですか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。
- 高下企画部長。
- 高下企画部長 1者しかなければこのようなことは起こり得るというふうに考えています。
- 芦田委員長 答弁を終わります。
- 大下委員。
- 大下委員 基本的に入札は2者以上ということになつてますんで、相見積りを取れんかったら、執行部のほうでも相見積りをするべきじゃないんかなというふうに思うんですが、入札いうことになつてないじゃないですか、これでは。だから金額、見積りと予定価格が1円も違わないというのはどう見ても不可解ですよ、これは。それを執行部のほうでは何とも思われんのかというのをもう一度確認いたします。
- 芦田委員長 答弁を求めます。
- 高下企画部長。
- 高下企画部長 1者しかお願いできるところがないなというふうになつたら、こちら市の側もどういうふうにどのぐらい費用がかかりそうなもんかというふうなことが分からぬときには、できそうな会社にこういう仕事をやろうとしたらどのぐらいかかるかというふうな見積りを最初に出してもらいます。その見積りを見て、ここをちょっと減らしてやれとかここをちょっと増やしたほうがええんじやないかというふうな、そういうことは理由なしにはできませんので、できない場合には同額の形で設計をつくるということが妥当です。変に調整をするというのは、しないほうがよいというふうに考えますので、同額の設計額でつくって、それで入札をして、見積りをもらった1者しか出してこなければ、同じ金額になるということは当然あり得ます。
- やはり、2者競争できる相手がいるというのが望ましいというのはこちらも重々承知しておりますが、今、御指摘いただいた案件については1者しかなかつたということです。
- 芦田委員長 答弁を終わります。
- 大下委員。
- 大下委員 基本的にこの業務委託とは、行政がやらにやいけんことを業者にやらせるわけですから、どこに何ぼ要るというのは、はじめんことはないというふうに思いますけど、ということは執行部のほうで相見積りをするべきじゃないかなというふうに思いますけど、それがかなわないのであれば、他市からも見積りを取ることは不可能じやないんじやないですか。
- ですから、言うふうにこの1者しかないんなら、そんじやあ、その1者が言ってきた金額をそのとおりで契約することですか。それと予定価格と、今の設計価格と見積りが全く1円も違わんいうのがちょっと

そこが違和感があるんですよ。これはもう前もってその金額が分かつとったとしか考えられんでしょう、これ、予定価格が。そこらの説明どういうふうにされますかね。

○芦田委員長

答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長

2者から見積りを取ることができればどちらかのその金額に合わせて設計書をつくることができますが、1者しかいないということでありましたので今のような結果になりました。

もうここ1者だけですよね、というふうに最初から決めていたわけではないというのは、先ほどお話をしたとおりです。地域振興事業団もできると思って、できればそこからも見積りを取りたかったんですが、取れなかつたという事情がありました。

市外のところからも取ってみたらどうかというふうにおっしゃったんですが、今の事業につきましては、地域おこし協力隊のきめ細かいフォローをする必要があるということから、市内事業者でなくては難しいというふうに判断をしております。

以上です。

○芦田委員長

答弁を終わります。

大下委員。

○大下委員

分かりました。ということは、基本的にほかに応札がなければ、1者ならその1者の見積りのとおりの予定価格でいくということで判断しているですか。

○芦田委員長

答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長

今の質疑の中のやり取りで委員がおっしゃられることを、また、私は気にするのは、やっぱり市民の方が聞かれたときにどう判断されるかというのは非常に思うんですが、全てが、今から過去も全部同じになるんかと、それが本当に市の業務の委託としては正しいんかと言われれば、先ほど、今後の進め方としては事後審査形のシステムでやることにして、それを今、やってきてると言っていましたけど、このときにそれは採用できなかつたのは、やはり前例のないものをこれをやる中で、市のほうで自分ですればよかつたじゃないかというのは、そのために、その参考の見積りを取るわけですから、やつたことがあるというか、やれることができそうな相手方から取つてそれを採用しているわけなんで、市が独自にできるんならもう歩掛と単価でやつていきますんで、それがないわけですから、そのために、経験のあるまた、将来的にできそうな見込みを持っておられる方々の会社ですから、それに見積りを取るいうのは全く不自然でもないし、他者が降りられたというのも理解できるところです。

そして、予定価格と契約金額が同一という部分は、これはもう随分前から予定価格の古くは、歩切りという言葉があった時代もあると聞いて

おります。それは、設計額から予定価格を決めるものが何%、もう無条件で落とすよというのを歩切りと言われた時代があると聞いたこともあります、何年も前から予定価格を根拠のない中でそれを切っていくといふのはやめましょうよといふのは、もう上からそういう通達とかそういうのは流れてきてますので、先ほど高下部長が申し上げましたように、予定価格と契約が同一になるといふのは、そういう部分はあり得るということです。

○芦田委員長

答弁を終わります。

大下委員。

○大下委員

副市長の言うのも分かりますけど、調査してほしいといふのが民間から来たという状況の中でのこの所管事務調査になってますが、普通だったら考えられんのですよ、これは。普通民間では考えられない入札方法なんですよ、この金額も。だから、調査をしてほしいといふことが来てるんです。ですから、執行部とすればこの金額で全く問題はない、違和感は全くない、といふ判断をされているといふことですか。

○芦田委員長

答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長

違和感がある、ないで答えることを求められるんであれば、ないといふ答えをさせていただきますが、じゃあそれで、今後、このままでいいのかどうかといふのは、常に検討が必要といふのは、我々の事務方の常に考えながら他の例も見ながら、そして国、県の意見も聞きながらやつていくといふのはもう繰り返して更新していくので、よりよい事務事業として今の質疑から聞かせていただきますと、より市民の方は分かりやすい透明性を持ったものにすべきといふ御意見でしょうから、その意見は十分真摯に受け止めて、これから事務事業、これだけに限らず業務委託たくさんありますので、工事請負も、それはもう全てそういう視線、市民目線でやっていかなくちゃいけないといふ思いは強く持っております。

○芦田委員長

答弁を終わります。

大下委員。

○大下委員

今、答弁いただきました。やはり、これ民間から見れば、やはり1者との契約でその金額どおり、予定価格、見積価格が一定といふ、同じ金額、1円たりとも違わんといふのは、やはり不可解なんですよ。ですから、これを議会としても市民に報告を返さないけん状況の中で、本当にこれが全く行政として当たり前ですよと言われれば、ほかに応札がなかつて1者とやるんだったら全てそういう入札方法になるといふふうに解釈をせざるを得んじやないですか。だから、これでいいんですかといふうに聞いているんですよ。

○芦田委員長

答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長

質疑の答えは先ほど申し上げたとおりであります、いいんですかと

言われて、もうこのままでいいんですとか、ずっとこのやり方をしていますとは答えてないと思いますが、結局、委員会としてこれを取り上げられたというのは、どなたかの個人の方からの要望から始まって、議会の中で委員会の中でそのことについてこれを取り上げていくのに、委員会としてはこういう立場で取り上げようねということだったんだろうと思います。

それが業務委託の在り方についてというタイトルになって出ているんだろうと思いますので、質疑としてお答えするとすれば業務委託の我々が説明せにやならんのは、今回のこの業務委託の特異性というか、特殊性というか、先見性というか、初めてやるような中でこういう形になりましたけれど、それは信じていただきたいのは、必ずやこれを事務事業が何ら瑕疵のない中でやってきております。そしてそれは間違いないことだったんだということで、成果も確認しています。それは、地域おこし協力隊員さんが他市の例からしても、定着率が高いというのが、これが成果であります。多分報告もしていると思いますが、これは移住・定住、そして起業・就業に結びついとる成果だというふうに我々は捉えていますんで、やはり市としては、そういうよそから来られた人に支援もせずに、どうぞ自分らがミッションだけやってくださいというのは、いかにしてもそれは無責任でありますので、市としてもしっかり支援をしていく形をつくっていくときにこうなったということであります。

ただ、事務事業として今、委員がおっしゃられた部分で、よりよいものを求めていくのは我々の仕事ですから、それが結果として市民の皆さんとの説明責任であったり透明性であったりにつながるようなものによりしていくというふうな思いでありますので、その辺は繰り返しの答弁で大変申し訳ないんですが、そういうことでまとめさせていただければと思います。

○芦田委員長 答弁を終わります。

大下委員。

○大下委員 分かりました。基本的に定住促進になっていると言われますけど、基本的には協力隊員の言いなりの金額が出れば、おりますよ、それは。だから、そこ辺を気をつけてやっていただけねばいけないんじゃないかな。住民にやっぱり説明責任もありますからね。

議会とすればこのぐらいで止めるんがいいんかなというふうには思いますが、やはりこういう数字を見たら絶対に一般では納得はいきません。それだけ付け加えておきます。

以上です。

○芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員 今、議長のほうからもありましたけども、この件については先ほどおっしゃったように、業務委託の件で調査という形なんで、私が思うのは例えば調査要望書なんかでも、随意契約、この件について少し疑義があ

るんじゃないかなというふうに私は受け止めております。

随意契約の中で、今回のこの地域おこし協力隊の件については、委託型、民間連携型ということで取り組んでおられて、どうもこの民間連携型というのが少しなじみがなかったんですが、まずはそこの説明、民間連携型というのはどういう形のものかというのをちょっとお伺いしたいと思いますけど。

○芦田委員長

答弁を求めます。

高下企画部長

○高下企画部長

先ほど委託型を募集するに当たって、どういうニーズを考えてこういう形を取ったかというところでもお話をしましたが、直接、市が地域おこし協力隊を雇用して行うものではなくて、市以外のほかの民間事業者が雇用する形、民間事業者の力を活用する形で民間事業者と連携していく地域おこし協力隊というふうなそういうものです。

具体的には、アキタカターンズに対して市としてはこういうミッションをやってもらいたいというふうなことを出し、それから協力隊員のフォローや面倒を見てもらう形の経費もつけた上で、給与の支払いや、委託料の支払いや、それから活動支援費などもアキタカターンズに支払いのお願いをした上で、協力隊の事業を行っていくというふうなものです。

○芦田委員長

答弁を終わります。

秋田委員

○秋田委員

先ほど確かに答弁をいただいてるんで、これを聞いて伺おうとしたのが、ほかにこういう事業が民間委託型、こういう事業がほかにもありますか。そこんところをちょっと聞きたかった。

○芦田委員長

答弁を求めます。

高下企画部長

○高下企画部長

ちょっとお聞きしたいのが、ほかにもというのは市の業務委託の中でほかにそういう例があるかというふうな意味でしょうか。

○芦田委員長

秋田委員

○秋田委員

随意契約につながる部分で、この民間委託型で施策になるんですか、協力隊、事業ですよね。そういう事業がほかの市の事業の中で、民間委託型で随意契約をするようなところがほかにもあるんですかねという質問なんですが。

○芦田委員長

答弁を求めます。

高下企画部長

高下企画部長

ほかで民間に委託してというところについて事例があるかどうかは承知をしておりません。

今回のことについては、なぜこういう民間連携型のことをやったかという理由については、先ほど申し上げたとおりで、市のミッションとそれと地域のニーズと本人のやりたいことをうまく調整をしていくために、中間支援組織的なところにこの仕事をお願いする必要があると、それが市のために最もなるというふうに考えたからです。

それができそうな団体ということになると、地域おこし協力隊のOBがいるところで、市の協力隊の施策について知識のあること、それから移住者目線でいろんな支援ができると、市内にいらっしゃってきめ細かいフォローができると、というふうなことを満たすところというところで随意契約をさせていただいたというふうなことです。

○芦田委員長

答弁を終わります。

秋田委員。

○秋田委員

だからほかにはこういった形はなくて、たまたまこの地域おこし協力隊のサポート事業は最初に戻れば、2者で一応応札を受けたけれども、1者は辞退して、アキタカターンズしかいなくなり、そのところの入札、価格で随意契約をして、そのままそれが令和3年、4年、5年も入ってたんですかね。5年は事後審査型か、そういう形でやってきたという経緯なので、この随意契約は、要するにありますかということが一番聞きたくて今聞きよるんですが、そういうのはもう応札がなくて、ここ1者しかいないんだからこの値段で、向こうが出してきた値段で応札というか、やり取りが進むというのが普通でいいと考えていいということでしょうか。

○芦田委員長

答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長

この業務でということになると、ほかに応札がなかったということありますので、こここの会社でよいというふうに考えております。

○芦田委員長

秋田委員。

○秋田委員

1者でいいとか悪いとか聞いたんじやなくて、要するに、とどのつまりは随意契約の在り方の中で、こうした今までにあまり見たことないんだけど民間連携型でこの地域おこし協力隊ですか、ここになった経緯は説明はされてるし、今後も地域おこし協力隊については、2024年度から事後審査型に変わったんですよというふうに理解をしていいですか。

○芦田委員長

答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長

2024年度から事後審査型に変えました。変えたものというのは、協力隊の募集支援事業のほうで、2024年度については協力隊の活動サポート事業というのはありませんので、事後審査型に変えたといいますのは、地域おこし協力隊の関係ではありますが、募集支援業務のほうです。

以上です。

○芦田委員長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

先川委員。

○先川委員

ますます分からんようになったんですけど、ちょっとこの表でいきますよ。2024年の範囲を聞いてるわけじゃないんで、まず、先ほど副市長さんの答弁で歩切りはしないとか、参考見積り、そこはよく理解しております。

市の経験がないようなものについては、やはり見積書を取って、それに基づいて設計書をつくっていく、これも分かります。

まず、設計金額というのは担当者が設計書を組みますよね。予定価格というのは誰が入れられるんですか、お聞きします。

○芦田委員長 答弁を求めます。

竹添課長。

○竹添財政課入札・検査担当課長 予定価格は設計金額に基づきまして、担当課長及び部長、副市長、市長さんというふうな格好で権限を決めさせていただいております。

○芦田委員長 先川委員。

○先川委員 誰が入れられるんかということでしょう。ここに封筒あるじゃないですか。封筒入れて判を押すでしょう。誰も見られんように、それは誰が入れるんですか。

○芦田委員長 竹添課長。

○竹添財政課入札・検査担当課長 大半は担当職員のほうで確認をさせてもらって封をしております。

以上です。

○芦田委員長 先川委員。

○先川委員 誰が入れるんかという、書くんかということを聞いてるんですよ。担当者が書くんですか、予定価格は。

○芦田委員長 竹添課長。

○竹添財政課入札・検査担当課長 金額に応じた決裁者が決まっておりませんので、その決裁者に記入していただいております。

以上です。

○芦田委員長 先川委員。

○先川委員 決裁者というのは、普通だったら市長が入れるわけでしょう。押印をして、封をして、これ平気です、誰も分からん。今先ほど、副市長さんおっしゃってるように、今は歩切りをせんような時代だからというんで、それは決裁者の権限ですよね。歩切りをするかそのまま入れるかいうのは、それは分かりました。

次に、そうやって今度入札しますよね。1者でも入札するんでしょう、1者でも。そして1者で設計金額は分からんでしょうけど、自分が出した見積書でまずその金額を書くと、それがたまたまこのところでは自分が出した見積書と同一だから落札という格好ですよね。それは別に問題ないですよね、そのことは。

そして、そのとこはもう分かります、ここの表に。例えば13番の、例えばですよ、13番の入城500年記念デザイン業務いうのがありますよね、ここへ。これは、担当の方は分かってるから、参考見積りを取らんこうにですね、28万6,000円いう設計書をつくったわけですね、ね、ここは。そして予定価格も決裁者が歩切りをせんこうに28万6,000円という金額を入れたりしてね、そして。

○芦田委員長 質問を止めて答弁ということにしてください。

○先川委員 ここで関連しとるわけじゃけえ。

それで応札ですよね、きってくださいと、アキタカターンズさんにこの件について入札しますので、きってくださいという通知するわけでしょう。で、アキタカターンズさんは仕様書を見られるんかどうか知りませんが、応札するわけですよね。それがどんぴしゃりと先ほど大下委員もおっしゃったような、このね、見積書も取らん中で設計書をこうやってですよ、どんぴしゃりでいくというのが第三者から見て不思議だとうんが出とるわけですよ、現実。

だから見積書取られて、こうやっていくというのは分かりました。歩切りもしないというのも分かりました。だけど、こういうふうに見積りも取らずに、独自の設計をして応札したのがどんぴしゃりと、これは馴れ合いじゃないですかとこういうふうになるんですよ。誰かが教えんかったら分からんわけですよこの金額は、と思いませんかお聞きします。

○芦田委員長

答弁を求めます。

○高下企画部長

高下企画部長。

今、言っていただいた13番なんですけども、ちょっと今回調べる対象にしておりませんで、ちょっと申し上げられない部分があります。

こちら今回提起するというふうに言われたものが資料についてあります1番、4番、5番、9番、14番、15番だったので、その部分しかちょっとここにおるものでは答えられないです。

13番については、これは教育委員会のほうの事務になっておりまして、ちょっと分かる者が今ここに座っておりません。

最初に黒田課長が説明をしましたが、参考見積りがないものについてこういう事情がありましたというの冒頭の説明をさせていただいてます。今回挙がっている6件のうちでは3件がそういうものになるんですが、それをもう一度、少し説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○芦田委員長

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長

それでは、見積りを徴しない場合でも設計書、予定価格、契約額が同額、1者による見積りで契約している業務についてでございますけれども、今回の調査対象になっております⑤番、協力隊募集業務、⑭番の協力隊サポート業務につきましては、同一事業、過去に実績、過去に事業を実施しておりますので、その過去の実績に基づいて設計書の作成を行いまして、契約締結に至っております。

また、⑯番のスマートフォン教室開催支援業務につきましては、ファクスで受領いたしました参考見積書につきまして紛失してしまいましたが、提出いただいた見積書の業者単価を参考に設計書を作成し、契約の締結に至ったという経緯でございます。

以上です。

○芦田委員長

答弁を終わります。

先川委員。

○先川委員

ですから、最初言いましたように、この表は間違いないんですかとお

尋ねたじゃないですか。ですから、これは教育委員会の担当じゃとかどうとかいう入札業務のね、入札のあれが全部アキタカターンズでしょう。馴れ合いじゃないかいうのを言いよるわけ。これは私のほうの担当じゃないから知りませんというような言い方じゃないですか。

入札方法が先ほど言いましたように設計者が分からないとときは参考見積り取る、これは分かります。予定価格も歩切りしない、それも分かります。だけど、契約はちゃんと応札します。1回が駄目だったら3回までできるはずだ。それを参考見積りも取らんこうに設計書をやったのか、応札したらどんぴしやりだったと。そこらは、これよその業者ならまたそこはそこで聞きやあいいんかも分からんが、全部、アキタカターンズじゃないですか、これ。だから先ほどこの会社はどういう会社かいうてお尋ねしたわけですよ。契約担当の方は、ここはおかしいと思ってないですか、お伺いします。

○芦田委員長

答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長

今、お尋ねの大部分については既に担当が答えてる部分もあります。

お聞きになりたいところの部分のどう言いますか、本質というのは、恐らく民間の方から出てきております調査要望書というものの中に、こういうところが想定されますと書いてあるところを皆さんが今回委員会で取り上げて確認をすべきだという思いの中で、先ほど来、聞かれているのもよく理解できます。

それは官製談合防止法、いわゆる予定価格を職員が対象業者に伝えたんじゃないかということをここでおっしゃられて、それを委員会の中で取り上げられているというふうに理解できますので、その部分に答えないところではいけないという判断があります。

今日は、委員会があるに先んじて、私も市長もこのレクチャーを受けながら、資料を見ながら最終的に職員にとって大きな事項になります。先ほどの私が申し上げたことに該当するようなことになれば、私どもはこの事務の流れの中でそれはないというふうに思いながらも、やっぱり確認をしておこうということで市長と副市長を交えて、私が交えてその担当者に聞く機会を設けて聞きました。それは断じてないということで聞きましたので、それについては、我々もそのように思っております。

ですから、ここでお聞きになられたい事がいろんな角度でおっしゃられる中で、ここに答えていないと恐らく終わりがないというふうに思います。

ただ、先ほど実績報告のことも聞かれまして、金額的なもので確認できないということも恐らくお持ちだと思いますので、その部分は先ほど来、言いましたように業務委託の成果を我々も確認しながら契約に基づいてそれを払うという事務作業はその中で適性を担保しましたので、金額面のない実績報告であってもそれはもう成果を確認できているという判断をしましたが、さらに、今後例ええば、上部団体とかいろんな監査な

り、審査なり、検査なり、がある段階において、新たに必要なものが求められれば、またそのときに、それは市としても対応していかにやいけんということは思っておりますので、この部分は付け加えさせていただいて細かく答えていくよりも、今のお答えをさせていただくことで理解していただける部分があるかなと思います。

以上です。

○芦田委員長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員

先ほどの質問の中でちょっと確認がなかった部分があるんですけど、安芸高田市の協力隊の設置要綱です。私が入手しとる分じやあ、委託型は業者の中の職員を地域おこし協力隊員に指名するというふうになつたんですけど、変えられたと言いました、もう変えましたと。それは何年に変えられたんでしょうか。

○芦田委員長

答弁を求めます。

政策企画課長。

2024年の4月1日の改正となっております。

○芦田委員長

山本委員。

2024年いうのは今年の4月にこの要綱変えたということなんです。

4番にしても、9番にしても、14番にしても、この時点ではこの要綱の中でやらにやいけんかったという中身になるもんですね。そしたら、規則違反になるというふうに思うんです、発注が。こここのところは、どういうふうに理解すりやあいいんですか。これはこのままにして、総務省の確認だけ取って、アキタカターンズが受けられるように市のほうが忖度したとしか考えられんのですが、そこはどうなんでしょうか。

○芦田委員長

答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長

改正前の部分については、理解としては国の示している内容、要綱を基にやったというふうなことで理解しております。

市の中の要綱の手続漏れがあったので改正をしましたが、それは気づいた時点で修正をした。それまでの部分についても、実施したこと自体は国の要綱にも合っているものだというふうなことが確認できましたので、国の要綱に準じて実施したというふうな捉えであります。

以上です。

○芦田委員長

答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員

国の要綱でそういうような示されているというて言われましたけど、国の要綱もうちの要綱もイコールですよ。

ただ、運用の相談を安芸高田市がしたら、国がそれもいいでしょうという答弁をしただけの話であって、活字を突き合わせたら、うちが委託しとる中身は逸脱しとるよう思うんですが、どうも理由が成り立たん

思うんですけど。

○芦田委員長

答弁を求めます。

高下企画部長

言葉足らずで失礼しました。要綱の運用が確認して問題なかったということでしたので、その運用に従ってやりました。

以上です。

山本委員。

○芦田委員長

国のはうは運用は認めてくれたんですけど、うちのはうの活字にした要綱はそのまんまで実施してもよろしいんですか。

○高下企画部長

答弁を求めます。

高下企画部長

国の方針に逸脱したものではなく、手續が遅れておったということと理解しておりますので、問題ないというふうに考えてます。

○芦田委員長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員

今の要綱は違反になるかならんかいうのは、また後でみんなと協議してみたいと思います。

次に、ここに資料があるんですけど、令和2年の12月、地方創生推進課がまとめた安芸高田市地域おこし協力隊事業についてというものがまとめられたものがあります。

その中には、成果とか、現役隊員の状況とか、任期を終えた隊員の状況とか、いうものが書いたんがあります。

その次に、令和3年度から募集から採用までの流れというのは、書かれたものがあります。この中に、令和2年度採用に向けた変更点いうところで、協力隊OBが所属する事業者へ業務委託するということを改め、アキタカターンズへ委託するんじやということが書いたものがあるんです。中身は、委託事業者からの事業提案がありまして、令和3年度からの新たなポイントとかいうのが書いたんがあります。

令和2年度に委託事業者がこういうことをしたらどうかいうのを出してきてるんじやろうと思うんですが、市場に出ていない農作物を生かすプロジェクト、ジビエの進化を引き出すプロジェクト、中山間地域振興を図るプロジェクト、この3つを事業者から提案があったと、市の判断は全くそのとおりであろうというような感じですね。

その中に今度は具体的に、市場に出ていない農作物を生かすプロジェクトというのは、るる書いてあるんです。ジビエも書いてあります。意をもってですね。中間地域振興を図るプロジェクトいうのもそれぞれの地域の写真が載つとったり、何をやるとかいうのが書いてあります。これが令和2年の12月に市の資料として上がつとるんですよ。アキタカターンズがやるというのまで書いてある。で、この事業が④、⑨ですか。そのあたりに委託事業として発注されるとるように思うんです。これは、

もうあんたんとこでやるよというようなことで、アキタカターンズと行政が、もう筒抜けになった話になつとるんじやないかと、こういうふうに思うんです。

それで、国の地域おこし協力隊の実施要綱がありまして、お金のほうもちゃんと載ってますよね。それらでやるというのをアキタカターンズのほうへ行政のほうが伝えて、④、⑨なんかを進めていかれたんじやないんかのうということは、行政とアキタカターンズがこれらにも計画ですね、令和2年の計画や何かで、もうアキタカターンズと通じた中身になって実施をされたんじやなかろうかというところがあるんです。

これは、アキタカターンズは抜きですと、市が独自にアキタカターンズから提案を受けましたけど市が独自に考えたもんですというんなら、それはまた話が質問の仕方が違ってくると思うんですが、これだけ見たら、どうもアキタカターンズから提案されたことをやつとるというしか思えんのですが、時間が来たんで返答は昼からでいいです。

○芦田委員長

答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長

今、おっしゃった資料がどの資料かというのがちょっと分かりかねます。もし、この後もあるのでしたら、資料の確認をさせてください。

○芦田委員長

ここで13時30分まで休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時02分 休憩

午後 1時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員

午前中の終了間際に令和2年12月に地方創生推進課が企画した地域おこし協力隊事業について質問したんですが、ここで提案されるとのものが、1から16までの事業で発注されるとるように思うんですが、この発注が大体どれくらいかと思うんですけど、再度この場で、3つの事業が提案されておりますけど、あと募集、この1から15までに12月に計画されたやつが事業提案されるとと思いませんで、どの事業がそれに該当するか、説明をお願いします。

○芦田委員長

答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長

先ほど山本委員からどの資料のことかということを教えていただいて分かった内容でお答えをしますと、ここで出ているのは、令和3年度の新たに始めようとする委託型の地域おこし協力隊の採用についてのことであったと思います。具体的には④の業務になるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○芦田委員長

答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員

ちょっと不明瞭なんですが、3事業提案してあります、2事業が④で発注されておるというふうに思うとるんですが、あと1点、ジビエの深化を引き出すプロジェクトというのは、次年度になつるか、この3つのうち一つが④では発注されてないよう思いますけど、事業名言いましょうか。再度質問します。

○芦田委員長

答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長

失礼しました。先ほど④と言いましたのは、④ではなくて⑤の地域おこし協力隊の募集支援事業で、今のこの資料の3つの提案をいただいております。

その3つとも委託型の地域おこし協力隊の活動サポート業務で採用をして進めたいというふうに思ってたんですけども、令和3年度では2名分しか事業の応募がなかったということで、④については、この3つの提案のうち、2名分の予算計上というふうになっております。

以上です。

○芦田委員長

答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員

2名はそこで⑤ですか。⑤で提案されたんですが、もう1個のほうは、3つあるうちの2つは⑤で言うたら、もう一つは、いつ発注されました。

○芦田委員長

答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長

⑤で3つ提案をいただいて、そのうち2つを④で令和3年度で実施をしました。もう一つについては、令和3年度でできなかつたので、⑨にある令和4年度の協力隊活動サポート業務で実施をしています。

以上です。

○芦田委員長

答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員

もうすばり返してもらいますけど、令和2年の12月に内部で協議された募集業務なんかを内部で協議された資料だらうと思いますけど、3つの提案を固められて、次の年度に発注しようということで進められておると思うんですけど、その時点で、アキタカターンズがこの事業を受けられるか受けられんかという環境整備ですね。令和3年度発注する前に、アキタカターンズがこの事業を受けられるか受けられんかという環境整備をされておるというふうに思うんです。

というのは、業務委託型、これを国の指針で見たら、国の要綱で見たら、受ける業者が職員として採用した者を協力隊員で委嘱せにやいけど、このように要綱には書いてあるんですけど、安芸高田市の場合は、受ける業者が協力隊員へ委託した方でやってもええんかというのを高下

部長が先ほど総務省に問うたと、問うたらオーケーだったということを言わされましたですね。

というのは、令和3年の発注前にアキタカターンズが受注できる環境を行政のほうが確認したというしか受け止めれんのですけど、そうなつてくるとアキタカターンズが受けられるよう行政が環境整備をしようとしたということになるんですが、そこらはどのように説明をされるかお伺いします。

○芦田委員長

答弁を求めます。

○高下企画部長

高下企画部長

令和2年12月のその内部資料の中に、もう既にアキタカターンズというふうに書いてあるというのが、いわゆる出来レースじゃなかつたのかというふうな御指摘かなと捉えて答弁をいたします。

令和2年の12月の時点といいますのは、新年度の予算を計上していくのに予算査定を受ける準備をしているタイミングということになります。

令和3年度からこれまで話題に上っております新しい委託型という形で市にとって一番よいんじやないかという形を持っていくときに、地域おこし協力隊の面倒も見つつ、それからいろんなところと関係性を結べるところというのが、事業団とアキタカターンズしかないというふうなことをこれまでのこの12月に至るまでのところで内部で協議をしてきておりました。この12月のタイミングだったかと記憶してるんですけども、それぞれアキタカターンズと地域振興事業団にこういう新しい取組をやろうとするんだけど、できそうかどうかというふうな、そういうヒアリングをしました。これは複数回やったというふうに記憶してるんですけども、その中で、もう既に12月の終わり頃の段階では、地域振興事業団のほうはやはり受けるのは難しいというふうな返事をいただいておつたと思います。アキタカターンズについては、これはできると思うしというふうなことで参加をしたいというふうな意向をもらっておりました。

そういう新しい取組をやっていくということを予算計上していくときには、どこが受けてもらえそうかとか、そういうふうなことが担保もない中で予算計上することも実際に進めることも難しいと考えましたので、事前にそういう確認を取ったというのがこのタイミングだったと思います。

こういう予算査定の中で、こういう新しい取組をするに当たって、アキタカターンズと事業団に当たったけども、受けれそうなのはアキタカターンズのようですということで、この1者だけを名前を書いて、そういう補足説明をしたと思います。そういう資料で説明をし、どこができるかというふうな担保も取った上で予算を上げて、契約の手続に臨んだということでありますので、出来レースとかそういうふうなことではなくて、必要な情報を基にどこに当たっていくかを定めて、ヒアリングをした結果の段階でこの資料をまとめているというふうなことです。

以上です。

- 芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
田邊委員。
- 田邊委員 すみません、地域おこし協力隊サポート業務についてお聞きしたいんですけれども、ちょっとその前に1点確認したいのは、この地域おこし協力隊サポート業務、先ほどの説明でも国の特別交付税の対象でというお話で、もともと最初の頃は上限額1人当たり400万だったと思うんですが、それが440万になり今、多分480万になってるはずです。その480万に上がったタイミングというのは、この表のどこの時点だったかというのをちょっと確認したいんですけれども、もし分かれば。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
黒田政策企画課長。 ちょっと要綱のほうですね、ちょっと持参してないんで変わったタイミングについてはちょっと今、分からぬ状況でございます。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
田邊委員。
- 田邊委員 聞きたかった理由というのは、最初の④の時点は440万。多分、今、国のその事業の1人当たりの上限額で参考見積金額を出されたのかなという想像ができます。最後のそのあと9番ですね、880万。ここも、もし今、2人分ということでそのまま出されたのかなというのも考えられて、ただ14番ですね、このときはもう480万になってるので普通に考えるとその2人分で960万が上限額として予定価格としても考えられるんじゃないかなと想像できます。その辺を880万で市のほうが考えられて参考見積りを取らなかつたその辺の兼ね合いが、なぜ960万にしなかつたのかというところの説明をお願いします。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
黒田政策企画課長。 現在、委託型の地域おこし協力隊以外も会計年度任用職員として協力隊を採用しております。その水準に合わせて、上げずに880万で積算のほうをさせていただいております。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
以上で、入札業務の執行についての調査を終了いたします。  
ここで、執行部退席のため暫時休憩いたします。
- ~~~~~○~~~~~
- 午後 1時43分 休憩
- 午後 1時44分 再開
- ~~~~~○~~~~~
- 芦田委員長 休憩を閉じて会議を再開します。

続いて、その他の項に入ります。

所管事務調査「入札業務の執行について」に関することで、御意見等あればお願ひします。

○芦田委員長

○山本委員

山本委員。

今の業者のほうと執行部のほうが、どうも灰色に見える、つながつとるんじゃないかというふうな疑いが晴れんのですね。執行部のほうはそれなりの理由を言われるんですが、そうかと、それは仕方ないというような答弁ではなかったもんで、具体的に言いましたら、国の要綱、市の要綱、それに素案、形での業者への発注、要するに業者の職員に地域おこし協力隊員を指名するというふうな形で取り組むようにというのは国の要綱で、うちの要綱もそう書いてある。それを質問したら、国へ問うたけえ、うちの委託型の方法は国がオーケージや言うた。だからいいんですけど、うちの要綱はそうなってないじゃないか言ったら、失念でしたと、こういう形なんですね。要するに、規則、基準を守らんということが、この4年間あったんで、変えるなら変えるべきじやと。それを変えずに、1者見積りで特定の業者に仕事を発注してきとるいうことがあるんで、そこらはほんまにええんかというところが拭えんのです。

我々が違反しとるじゃないかというて言うても、それはええんじやというところにはならんと思う。そしたら、これを決定してもらうのは監査委員さんが要綱にあることでないことを業務執行しとると、そのことについて調べたらこれは違反にはならんと言われたら、監査の権限でもって理解できると思うんですよ。問題点はそこにあるし、もう一つは、全部1者でやってきとる。財務規則の随意契約の場合、2者以上。なるべくはついておりますが、2者以上いうのがある。でも致し方なかったということの判断は我々じやできんと思う。やっぱり監査委員さんがそこら見てやってもらう権限があるんで、そこらは監査委員さんに委ねんにやいけんのじゃないかなというように思うんです。

もう一つは、委託した錢が、本当に協力隊員のとこへ設計書どおりにいっとるのかどうか。業者が受け取ったものが、会社の運営の中でどのように使われとるんか。そこは我々じや見えんので、そこをやっぱり監査委員さんに委ねるべきじやなからうかと、こういうふうに私は思うんです。

よって、今言った3つの疑問を議会とすりやあ皆さんの合意を得て、監査委員さんに監査請求をするのが一番結果を求めるのには一番ええ方法じやなからうかと思うんで、それをちょっと提案をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○芦田委員長

ただいまの山本委員の意見では、今回の調査結果では、まだ疑惑が解決できていないところがあるので、監査委員に監査請求をするのがいいのではないかと、それについて協議してくださいということですが、皆さんの意見をお伺いします。

田邊委員。

○田 邊 委 員

いろいろ質疑をしましたが、疑惑があるということであれば、今後これを総務委員会で引き続きやるのか、監査委員にお願いするのかということで言えば、監査委員にお願いするという方法も山本委員がおっしゃるようなのも一つの方法ではないかと思います。

○芦 田 委 員 長

ほかに御意見はありませんか。

水戸委員。

○水 戸 委 員

今、お二方の委員の発言に同調は致すものであります。

問題は、議会運営委員会から我が委員会へ付託されていることがありますので、当面のところは議運のほうにこの現状あるいは山本委員がおっしゃったような要望事項も含めた経過の結果内容を議運のほうへお返しして、そちらのほうで判断をいただいた結果、議会の議決も伴うと思いますが、監査請求といったような運びになるのではないかとうふうに思っていますので、私の意見です。

終わります。

○芦 田 委 員 長

ほかに御意見はありませんか。

〔意見なし〕

○芦 田 委 員 長

ほかに意見がないようですので、先ほど山本委員のほうからいただいた点について、田邊委員のほうも賛成されました。

水戸委員のほうからは、監査請求の要望も含めて、一応、議会運営委員会のほうから総務文教常任委員会のほうへ調査するようにということで進めておりましたので、一応報告書を、今回の調査の報告書を上げて、議運のほうで諮ってもらうということでよろしいでしょうか、皆さん。

〔異議なし〕

○芦 田 委 員 長

ほかの委員さんもそれでよろしいですか。

〔異議なし〕

○芦 田 委 員 長

それじゃあ、11月7日に議会運営委員会がありますので、それまでに報告書をまとめて議長のほうを通して議会運営委員会のほうで諮ってもらうようにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

○芦 田 委 員 長

それでは、異議なしということですので、その日程に合わせて報告書をまとめていきたいと思いますが、報告書については、正副委員長に一任していただくということで。

○先 川 委 員

山本委員のおっしゃる分は私も賛成なんですが、その前に、今日なんか11番わし言ったときに、うちの担当じゃないというような言い方がありましたよね。うちの担当じゃないと、要は私がこの入札についてのチェックですから、私が言いたいのは7番のように見積書をつくりながらそれより低い金額で応札しておりますよね、7番。一方、11番、13番、15番については、何ら見積り微収もしない中で設計書をつくって、予定価格も歩切りはなしということでそれはいいんだけど、そのとおりの金額で応札しておると、その結果落札しとると。それ、どうしてですかと

いうたら、ちょっと副市長の答弁がよう聞こえんかったけれど、これについては正確な答弁がないんですよね。うちは担当じゃないけん言うて企画部長が言った。だけど、私は最初これは本当かどうか言うて聞いたら、これは本当じゃという中で言って、ここについての回答がないんですよ。そこはどう解釈したらいいですか。そのとこは聞かんかったんかいとこう言わいたら、この委員会もちょっとどうしたらえんかなという気がしますよね。担当ではない言うんなら、これ入札の案件ですからこれは、そこで馴れ合いじゃないんかとこう言ってるわけです。同じ業者ですから、アキタカターンズですから。そこらの説明はなかったよう思うんですが、委員長どう思われます。

○芦田委員長

確かに教育委員会のほうだったので、なかつたですよね。

○先川委員

入札の手法についてお聞きして、もちろんアキタカターンズの会社の構成とか、あるいは執行部のほうのこうやって、いわゆるやったという部分をお聞きした中で、入札の執行いうのは市は一緒ですから、市も一緒ですから、企画であろうと教育委員会であろうと建設部であろうと、見積りを取らずに設計書をつくって、業者のほうにいついつ入札しますから言うて連絡して、業者が来て応札したと。そしたら一発で設計金額と落札金額が一致しとるというところを聞いたんだけど、これは私のほうの担当ではないからいいような言い方で、その回答はもらってないような気がするんですよね。

○芦田委員長

こここの調査も併せて監査委員の方にやってもらうということにしたらどうかと思いますけど、それを報告書の中に入れて出すということで対応したいと思います。よろしいでしょうか。

ほかには皆さんから何か意見はございますか。

[なし]

○芦田委員長

特にないようですので、所管事務調査、入札業務の執行についてに關することは終了します。

ここで暫時休憩します。

[南澤委員入場]

~~~~~○~~~~~

午後 1時59分 休憩

午後 2時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

その他、皆さんから何かございますか。

南澤委員。

ちょっと今の所管事務調査のところで意見を申したいんですけども、許可できますでしょうか。

この件については、南澤委員からの意見をもらうというのはちょっと難しいと思います。もう既にその他の項に入ってるんで。

(発言する者あり)

○芦田委員長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時01分 休憩

午後 2時03分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

そのほか、皆さんから何かございませんでしょうか。

[なし]

○芦田委員長

ないようでしたら、これでその他の項を終わります。

なお、本日の調査に係る委員会報告書の作成について、皆さんから御意見等ありましたら発言をお願いします。

[「正副委員長一任」と呼ぶものあり]

○芦田委員長

それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

[異議なし]

○芦田委員長

異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上で、本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

これをもって第22回総務文教常任委員会を閉会いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時03分 閉会